

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表の1の項の第2欄の規則で定める用品は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>東京本部、関西本部及び名古屋本部</u>に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（用品の範囲）</p> <p>第1条 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表の1の項の第2欄の規則で定める用品は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所</u>に係るものを除く。</p> <p>（1）～（3） 略</p>
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 部又は機関のうち<u>指導管理課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所</u>が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに<u>指導管理課</u>において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>（7） 部又は機関（<u>東京本部、関西本部及び名古屋本部</u>を除く。）における文書の複写に要する経費の支払に関する事務</p> <p>（8）及び（9） 略</p> <p>（10） <u>知事部局の本庁各課</u>（課に相当するものを含</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 部又は機関のうち<u>管財課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所</u>が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに<u>管財課</u>において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>（7） 部又は機関（<u>東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所</u>を除く。）における文書の複写に要する経費の支払に関する事務</p> <p>（8）及び（9） 略</p>

み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。）、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下この号において「本庁各課等」という。）において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条第10号の規定は、平成20年度分の予算から適用する。